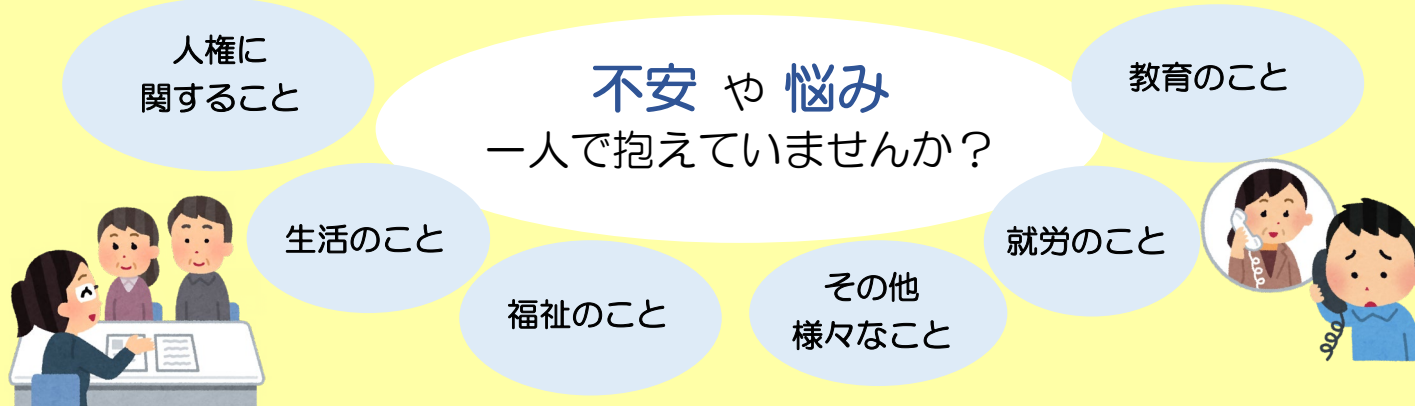


隣保館 出張相談窓口開設についてのお知らせ

相談室

令和7年7月から隣保館出前事業（相談事業）の一環として山香庁舎での相談受付を行います。



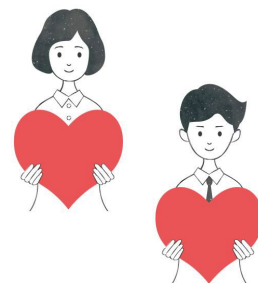
●受付日時：毎月第1水曜日 14時から17時まで
(7月2日・8月6日・9月3日・10月1日・11月5日・12月3日・1月7日・2月4日・3月4日)

●場所：杵築市役所山香庁舎2階市民対話室

●相談先の電話番号：0977-75-1111 内線 202

事前の申し込みは不要です。

市内にお住まいの方であればどなたでも**無料**でご相談に対応いたします。
相談者の秘密は固く守られますのでご安心ください。



※都合により日時を変更する場合は、市のホームページ等でお知らせいたします。

DV相談+

電話 24時間受付
チャット相談 12:00~22:00
プラス相談箱 24時間受付

配偶者やパートナーからの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方はDV相談ナビをご利用ください。

全国共通の電話番号(#8008)に電話をすると、お近くの都道府県配偶者暴力相談支援センターにつながります。

令和7年4月から「プラス相談箱」の新たなチャットサイトの運用がはじまっています。

プラス相談箱
24時間受付

プラス相談箱はこちら

※スマートフォンからは右のQRコードよりご利用ください



チャット
受付 12:00~22:00

チャットはこちら

※スマートフォンからは右のQRコードよりご利用ください



電話 24時間受付

0120-279-889

「これってDVかな?」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの?」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんなご相談もお気軽にご連絡ください。

2025(令和7)年度 第1号

隣保館だより

発行 杵築市隣保館

〒873-0002

杵築市大字南杵築338番地1

TEL/FAX 0978-62-4799



『隣保館』はあなたのまちの相談窓口です。

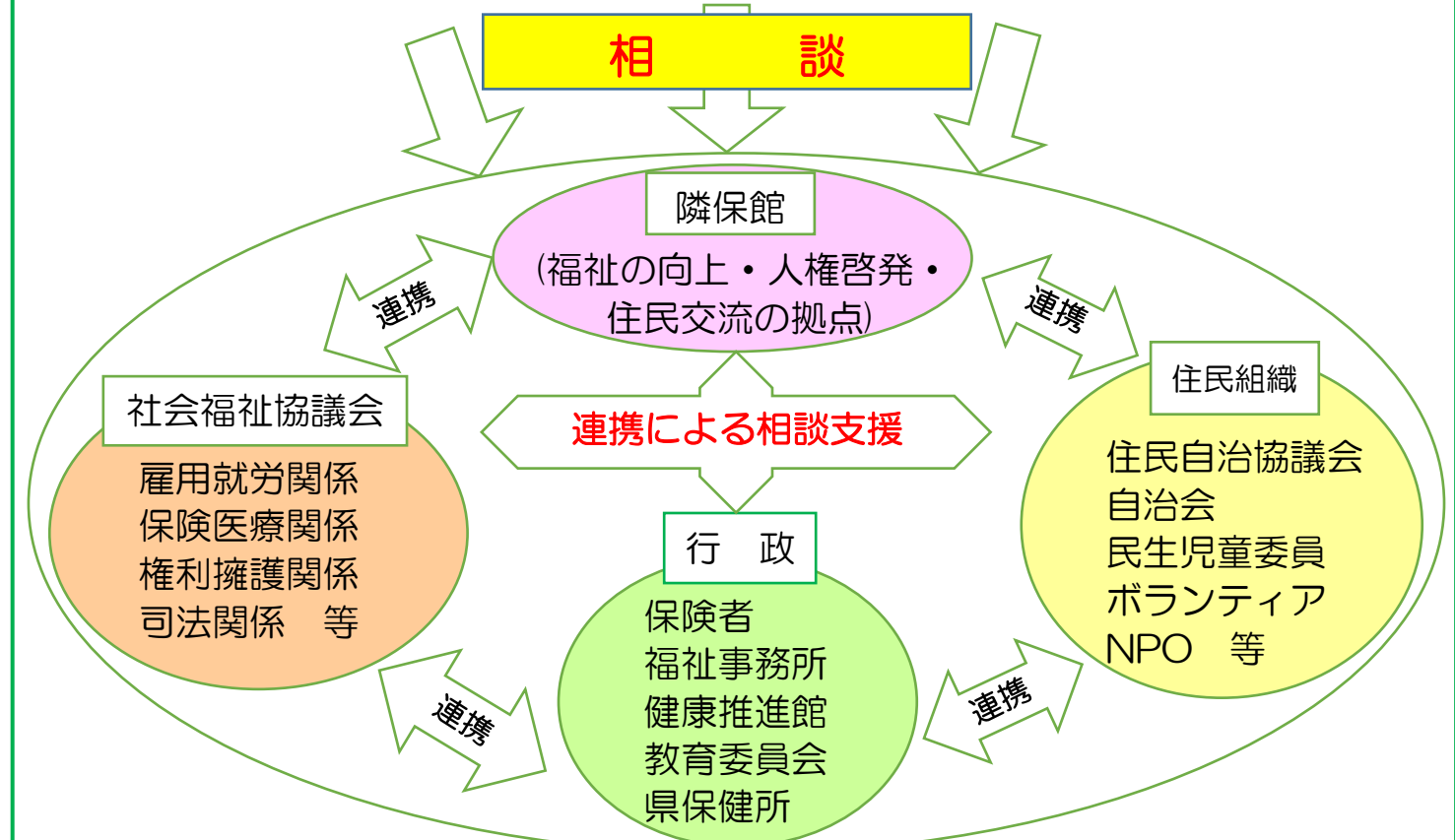
「家庭内の問題や生活で抱えるいろいろな悩みや不安」「職場や家庭内での暴力(DV)」「他人からの言葉に傷つけられている」など、どこに相談していいかわからないことも多いかと思います。

そんな時、一人で悩まずぜひ隣保館に相談してください。ゆっくりあなたのお話を聞いて、お手伝いします。

隣保館でできないことも、その内容により関係の行政窓口や施設等への紹介や連絡(つなぎ)を行います。

なお、相談は電話でも受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

◎相談者の秘密は固く守られます。



隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民が交流する拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行っています。

2025 年度『くらしの中の人権講座』開催のお知らせ

杵築市隣保館では、市民一人ひとりが互いに認め合い、差別のないだれもが明るく暮らせるまちづくりをめざし、人権に関するさまざまな啓発事業を行っています。今年度も6月より年間7回、多彩な講師をお招きして『くらしの中の人権講座』を開催します。
参加は無料で、託児サービスも行っています。お気軽にご参加ください。受講申込書は、隣保館または市公式ウェブサイトからも取得できます。電話での受付も行っています。

【第1回】

日 時 ; 6月26日(木) 10時00分~11時40分
場 所 ; 杵築市隣保館 集会室
テーマ ; 「子どもと人権」について
演 題 ; 「子どもの人権 ~『自分らしさ』をはぐくむということ~」
講 師 ; 大分県人権問題講師団講師 ひきだ くみこ さん

(申込み先) 杵築市隣保館 「くらしの中の人権講座」係
〒873-0002 杵築市大字南杵築 338 番地 1
☎・FAX (0978) 62-4799
E-MAIL : jinken@city.kitsuki.lg.jp

年間計画

回	日 時・会 場	テーマ並びに講師
2	7月17日(木) 10時00分~11時40分 杵築市隣保館 集会室	「アンコンシャスバイアス」について 大分県人権問題講師団講師 池部 小枝子 さん
3	8月 9日(土) 10時00分~11時40分 山香中央公民館(山香庁舎内) 多目的ホール	「部落差別」について 『部落差別をこえて ~取材ノートから~』 元朝日新聞論説委員 臼井 敏男 さん (兼 杵築市人権・部落差別問題講演会)
4	9月18日(木) 10時00分~11時40分 杵築市隣保館 集会室	「性的マイノリティと人権」について SOG I Eサポートチーム ココカラ! 大住 瑞土 さん
5	10月16日(木) 現地研修 9時00分~12時00分 ※隣保館集合 バスで移動 (託児サービスはありません。)	「杵築藩浅黄半襟懸け拒否逃散一揆」から学ぶ 杵築市人権教育推進委員 高島 弘道 さん 杵築市隣保館フィールドワーク担当職員
6	11月20日(木) 現地研修 9時30分~12時30分 ※図書館前駐車場集合 バスで移動 (託児サービスはありません。)	「障がいのある人と人権」について 『障がいがあっても、仕事に障がいはありえない ~ソニー・太陽㈱の取り組み~』 ソニー・太陽株式会社 安部 正大 さん 他
7	12月 6日(土) 14時30分~16時00分 杵築市健康福祉センター 多目的ホール	「人権全般」について < 講師選定中 > (兼「杵築市人権フェスティバル」市民人権・同和教育講演会)

男女共同参画週間です

毎年6月23日から29日の1週間は男女共同参画週間です。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには政府や地方公共団体だけでなく、市民のみなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

杵築市でも男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画週間に合わせ、街頭啓発キャンペーンなどの啓発活動に取り組んでいます。



部落差別に関する様々な人権問題が、今もなお、起きています。

【事例1】結婚・就職等における差別

被差別地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取り扱いを受けるなどの事案が発生しています。

【事例2】差別落書き等

部落差別につながる差別的な落書きがされたり、ビラがまかれるといった事案が発生しています。

【事例3】差別につながる身元調査等

出身地を調べたり、特定の地区が被差別地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的扱いにつながりかねないものです。

【事例4】えせ同和行為

「えせ同和行為」は、部落差別を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額の本を売りつけたり、寄付金を強要するなどの行為です。

こうした行為は、被差別地区出身者等に対する偏見を助長し、部落差別の解決を阻む大きな要因となっています。

部落差別とは

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

『部落差別解消の推進に関する法律』が2016年12月16日から施行されました。

今もなお部落差別は存在しています。

部落差別を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。